

解体業、破砕業に係る各種基準の関係

目的	目的達成のために必要な行為に係る基準	業を行うための許可に関する基準	
廃棄物の適正な処理 使用済自動車等に係る	<p style="text-align: center;">廃棄物処理法に基づく処分基準</p> <p>【例】廃棄物の飛散、流出、地下浸透等を防止するため必要な措置を講ずること 等</p> <p style="text-align: center;"><u>廃棄物処理法で規定済</u></p>	<p style="text-align: center;">業を的確、継続して行うに足りる基準</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="1032 571 1480 1414" style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">施 設</p> <p>【例】 (解体業) ・解体作業場の床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること 等</p> <p>(破砕業) ・破砕施設が廃棄物処理法15条1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、この規定による許可を受けている施設であること 等</p> </div> <div data-bbox="1480 571 1850 1414" style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">申請者の能力</p> <p>【例】 ・解体、破砕の方法等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること</p> <p>・事業計画書又は収支見積書から見て業を継続できないことが明らかでないこと</p> </div> </div>	
	<p style="text-align: center;">再資源化に関する基準</p> <p>【例】 (解体業) ・鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液を分別回収するとともに、技術的経済的に可能な範囲で再資源化を実施すること 等</p> <p>(破砕業) ・解体自動車をその他の破砕対象物と区分して破砕すること 等</p>	<p style="text-align: center;">欠格要件に非該当</p> <p>【例】 申請者が業の許可の取り消しを受けて5年を経過しない等</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車リサイクル法で規定済</u></p>	

(注) 網掛け は、今回定めようとする基準